

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 市道舗装負担金は寄付金？

Q：当社では、自己の工場に通じる市道について、市に対しアスファルト舗装を要請し、その工事費の相当部分を負担することになりました。この負担金は、市に対する寄付金として、全額一時の損金に算入することができますか。

A：自己が便益を受けるための支出と認められますので、市に対する寄付金ではなく、繰延資産として償却することになります。この場合の償却期間は、舗装道路（アスファルト敷き）の耐用年数10年の10分の4で4年となります。

### 【解説】

法人税法上、自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用で、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産とされています。具体的には次のようなものが、この繰延資産に該当します。

- (1) 法人が自己の必要に基づいて行う道路、堤防、護岸、その他の施設又は工作物等の公共的施設の設置又は改良のために要する費用
- (2) 法人が自己の利用する公共的施設につき、その設置等を国又は地方公共団体が行う場合におけるその設置等に要する費用の一部を負担した場合のその負担金
- (3) 法人が自己の有する道路その他の施設又は工作物を国又は地方公共団体に提供した場合におけるその施設又は工作物の価額相当額

